

公 告

大隅河川国道事務所管内における R 6 肝属川水系水質関係啓発外委託について
次のとおり公告します。

令和 6 年 6 月 1 4 日

国土交通省九州地方整備局
大隅河川国道事務所長 安藤 詳平

1. 公告の概要等

(1) 公告の目的

河川法第 9 9 条に基づき、大隅河川国道事務所が管理する肝属川水系直轄区間における R 6 肝属川水系水質関係啓発外委託に関し、実施団体を定めることを目的とする。

(2) 委託区間

本委託区間は、肝属川水系直轄区間であり、2. 参加資格要件を満たす全ての団体と契約締結するものとする。

(3) 委託期間 令和 6 年 7 月 3 日 (予定) ~ 令和 7 年 3 月 7 日

(4) 本委託を契約する団体については、「2. 参加資格要件」に示す参加資格要件を有することを証明する資料をもって審査し選定する。

その後大隅河川国道事務所において委託契約に関する協議成立後、契約締結する。

(5) 参加要件を満たす団体が複数ある場合については、委託内容を区分するものとする。

2. 参加資格要件

以下の要件を満たすものとする。

(1) 河川協力団体、一般社団法人又は一般財団法人であること。

(2) 一般社団法人、一般財団法人については、河川法第 9 9 条第 1 項に規定する事項を適正かつ確実に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものであること。ただし、以下の条項を満たす者であること。

①当該委託内容に関する活動実績及び活動実施体制があること。

3. 本委託契約に関する手続等

(1) 担当部局

〒 8 9 3 - 0 0 1 2 鹿児島県鹿屋市王子町 4 5 4 0 - 5
九州地方整備局 大隅河川国道事務所 鹿屋出張所
電話 0 9 9 4 (6 5) 2 5 4 6 FAX 0 9 9 4 (4 3) 9 5 6 9

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間 : 令和 6 年 6 月 1 4 日 (金) から令和 6 年 6 月 2 4 日 (月) までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9 時 3 0 分から 1 7 時 0 0 分まで。

② 交付場所 : 〒 8 9 3 - 0 0 1 2 鹿児島県鹿屋市王子町 4 5 4 0 - 5
九州地方整備局 大隅河川国道事務所 鹿屋出張所
電話 0 9 9 4 (6 5) 2 5 4 6 FAX 0 9 9 4 (4 3) 9 5 6 9

③ 交付方法 : 手渡しにより交付する。

(3) 委託締結にかかる参加資格確認のための申請書等の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間：令和 6 年 6 月 1 8 日（火）から令和 6 年 6 月 2 4 日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9 時 3 0 分から 1 7 時 0 0 分まで
- ② 提出場所：上記 3.（2）②に同じ。
- ③ 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。

4 その他

- (1) 技術資料の作成要領、委託契約締結団体の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。